

国民戦線とドイツ統一問題 (1953～1955)

——「ソ連覚書提案」以降における東ドイツ住民のドイツ統一意識

河合 信晴

はじめに

- 1 国民戦線と「ソ連覚書提案」までのドイツ統一政策
- 2 「ソ連覚書提案」以降、ジュネーヴ首脳会談までのドイツ統一をめぐる住民の声
おわりに

はじめに

戦勝四カ国の分割占領下にあったドイツは、1949年9月から10月にかけて西ドイツ、東ドイツとしてそれぞれ成立した。その背景には東西冷戦の高まりがあることは、すでに知られている。その際両国の主権は、あくまでも占領していた連合国が有しており、西ドイツは米英仏の高等弁務官理事会、東ドイツはソ連管理委員会からの統制を受けていた。このことは直ちにドイツ分断が確定したことを意味しない。ドイツの戦後処理を決めたポツダム協定によれば、連合国は統一ドイツとの間に平和条約を締結して、講和することを予定していた。このため1950年代前半には東西両ドイツにおいて、様々な形で統一ドイツを求める声が上がっていた。それには東ドイツの社会主義統一党（以下、SED）指導部のように、ソ連との友好関係を前提にしたものから、西ドイツのグスタフ・ハイネマンやウルリヒ・ノアークらのように中立を志向するものがあげられる。ないしは西ドイツを強化することこそが、ドイツ統一への道であると主張した首相コンラート・アデナウアーであっても、言葉の上ではドイツ統一を否定していなかった⁽¹⁾。

東西ドイツ成立後のドイツ統一をめぐる言説や交渉については、東西の分断がいかに固定化されていったのかに注目が集まっているものの、ここであげた西ドイツの中立論者についての分析、東ドイツ指導部の動きも含めて政治外交史の研究蓄積も厚い。加えて、よく知られたスターリンによるドイツ統一に関する「ソ連覚書提案」をめぐる論争をあげることができる。その中には、当時の

(1) Vgl. Alexander Gallus, *Die Neutralisten. Verfechter eines vereinten Deutschland zwischen Ost und West 1945-1990*, Düsseldorf 2001; Dong-Xi Lee, *Option oder Illusion? Die Idee einer nationalen Konföderation im geteilten Deutschland 1949-1990*, Berlin 2010; 板橋拓己『アデナウアー』（中央公論新社、2014年）；小嶋栄一『アデナウアーとドイツ統一』（早稲田大学出版部、2001年）、参照。

西ドイツ世論の動向を扱ったグラムの研究も早くから存在する⁽²⁾。ただこの研究で取り上げられる西ドイツ世論とは、与野党の政治指導者の動向であり、このソ連覚書に対して否定的な反応が見られたことを確認するものとなっている。これに対して、レムケはSED指導部のドイツ統一政策の変化を扱い、東ドイツを核にしたドイツ統一への訴えが東西両ドイツの分断を前提にするようになっていった様子を裏付けている⁽³⁾。これらの研究からは、1950年代、冷戦が深化する中でドイツをめぐる展開された国際的そして国内的な状況とそこでの政治史的な動きを確認できる。

これに対して当時の東西ドイツの住民意識については、本稿で展開する東ドイツから西ドイツへの統一とドイツ再軍備反対への働きかけが西ドイツ住民に一定の有効性を持ったとするベンツの議論が存在する⁽⁴⁾。逆に東ドイツ国内でのドイツ統一への動きは、政治的に見てソ連型の国家社会主義体制が確立していく過程と重なることから、あくまで官製の団体が行う東西ドイツ社会に対する工作活動として位置づけられてきた。それゆえ、従来、SED指導部の意図やソ連との関係性、西ドイツや西側連合国への対応が論じられる一方、人びとに対するドイツ統一への訴えかけの様子や、そこでの世論動向については注目されてはこなかった。しかしながら、東西ドイツの住民が当時、祖国の分断をどのように受け止めていたのか、ドイツ統一の可能性を考えることは、人びとの意志が冷戦下において反映されたのか、されなかったのかという政治史的な課題としてのみならず、そもそも、ナチ後の社会にあって将来のドイツのあり方についていかなる意識を持っていたのか知るうえで、社会史的な課題としても意義がある。すでにこの点に着目して、1952年の「ソ連覚書提案」に対する東ドイツ世論を検討したものも存在する⁽⁵⁾。本稿はこの研究の延長線上に、東ドイツで国民向けのドイツ統一活動を担った組織である「民主的ドイツにおける国民戦線」（以下、国民戦線）に着目する。

東ドイツ研究においては、1990年以降、SEDをはじめとして東ドイツの各政党や大衆団体に関する研究は早くから進んできた。しかし、この国民戦線は、政治的な重要性が認められなかったことから、その実態について十分に見直しが進んできたとは言えない。

ただ、国民戦線の役割と機能についてはその変遷も含めて、1981年に出された西ドイツの社会民主党系研究財団のフリードリヒ・エーバルト財団が編んだ小冊子や、ドイツ統一以降にあっては、シュテパンらによるSEDをはじめとする各政治社会団体の役割を振り返った紹介研究が有用である⁽⁶⁾。これらの研究からは東ドイツが存続した40年間、国民戦線がいかなる政治的社会的機能

(2) Vgl. Hermann Graml, Nationalstaat oder westdeutscher Teilstaate. Die sowjetischen Noten vom Jahre 1952 und die öffentliche Meinung in der Bundesrepublik Deutschland, *Vierteljahrshefte für Zeitgeschichte*, 25 (1977), 4.

(3) Vgl. Michael Lemke, *Einheit oder Sozialismus? Die Deutschlandpolitik der SED 1949-1961*, Köln/Weimar/Wien 2001.

(4) Vgl. Wolfgang Benz, Opposition gegen Adenauers Deutschlandpolitik, in: Jürgen Weber, (Hrsg.), *Die Republik der fünfziger Jahre. Adenauers Deutschlandpolitik auf dem Prüfstand*, München 1989, S. 47 ff.

(5) 河合信晴「「ドイツ統一に関する覚書」（1952）と東ドイツ・メクレンブルクにおける世論動向——「国民戦線」の世論調査から」『現代史研究』（65）、2019年、1-15頁、参照。

(6) Vgl. *Die Nationale Front der DDR. Ihre Rolle u. Funktion*, hrsg. von Friedrich-Ebert-Stiftung, Bonn 1981; Kurt Schneider/Detlef Nakath, Demokratischer Block, Nationale Front und die Rolle und Funktion der Blockparteien, in: Gerd-Rüdiger Stephan et al. (Hrsg.), *Die Parteien und Organisationen der DDR. Ein Handbuch*, Berlin 2002, S. 78-102.

を果たしたのかその概観を把握することができる。

国民戦線は東西両ドイツの人びとに対して統一への工作活動を担うことを活動目的の一つとしており、この点から1950年代におけるSEDの対西ドイツ政策を検討したものにアモスの研究がある⁽⁷⁾。またパルモヴスキーは、ドイツ統一への意識づけを担う組織であったという国民戦線の性格に着目する⁽⁸⁾。この研究はSEDが分断国家東ドイツにおけるナショナル・アイデンティティーを模索するにあたって、旧来の東ドイツ各地域の地域文化の伝統を掘り起こし、それを社会主義的な労働者文化と組み合わせようとしたと述べ、その実働組織としての国民戦線の役割を重視する。そして、国民戦線の活動は独自のアイデンティティーを形成することに寄与しつつも、逆にSEDの行う地域住民むけ文化政策に対して不満を高めたと見ている。

この二つの研究では、国民戦線はSEDの政策を担う組織として取り上げられているにとどまり、あくまでSEDの対西ドイツ外交および国民統合政策が地域社会において有していた意味を明らかにすることに分析の重点が置かれている。しかし国民戦線は、SEDや各ブロック政党、大衆団体までも含めた包括組織として、建国当初の統一問題への対応からはじまり、その後40年間にわたって、東ドイツ社会内での人びとの「協働」（自発的社会参加／動員）を促す役割を担ってきた。いわば、国家と社会とを結びつける結節点となっていたのである。それゆえ国民戦線が果たした役割の一つである世論動向の収集を踏まえて、人びとの声に耳を傾ける必要がある。

そこで本稿は1950年代前半、東ドイツ政府、SEDの政策と国民戦線が行った世論調査の内容から、東ドイツの人びとの世論はどのようなものであったのかについて検討する。特に、ここで問題とするのは、東ドイツの人びとが抱いたドイツ統一に関する認識である。とりわけ、53年の「6月17日事件」以降にドイツ分断が固定化する中での民意と「ソ連党書提案」の際のそれとの比較を試みたい。

本稿が用いる史料としては、SEDが実施した政策については、主に既存研究の成果を利用する。それに対応した住民側の認識を知るために、ドイツ連邦公文書館内にある「諸党ならびに大衆団体寄贈文書館（SAPMO-BArch）」が所蔵する国民戦線に関する資料群（DY 6）のうち、各州と県の国民戦線委員会から中央のベルリンにある国民評議会に送られてきた情報調査報告書を主に用いる。

この史料はおおよそ半年ごとに連番で番号が振られており、「情報」ないしは「世論動向」といったタイトルが付されている。その内容の多くは単に集会の開催数や出席者の動員予定数、実際の参加者人数である。しかしながらその中には、重要な政治問題について、現場での議論において人びとが行った発言や、現場の担当者が聞き取ったと思われる声が載せられている。この文書は、のちに説明する「隣保班」毎に交わされた議論や集会での発言を集めているという点で、現場レベルでの率直な声が聞こえるという特徴を持つ。このうち注目するのは、SEDや東ドイツ政府、国

(7) Vgl., Heike Amos, *Die Westpolitik der SED 1948/49-1961. "Arbeit nach Westdeutschland" durch die Nationale Front, das Ministerium für Auswärtige Angelegenheiten und das Ministerium für Staatssicherheit*, Berlin 1999.

(8) Cf., Jan Palmowski, *Inventing a Socialist Nation. Heimat and the Politics of Everyday Life in the GDR, 1945-90*, Cambridge 2009.

民戦線の活動に対する批判的な声である。ないしは肯定的な態度を一部では示しつつも、批判をするといった反応も重要と考えられる。というのは、これらの声はSEDや国民戦線が注意すべきとみなしているものと理解でき、人びとの意見を反映したものだからである。加えてこの史料はシュタージが集めた秘密報告でもない。それゆえ、公の場で人びとが発言した内容として、人びとの声の厚みを知るために史料上の価値は大きいと判断できる。

本稿は1で、東ドイツにおいて国民戦線が果たしていた機能と役割について概略を述べる。そのうえで1952年の「ソ連覚書提案」までの間、SEDがドイツ統一に関してどのような主張をしたのか、その変化と覚書時の世論動向を再確認する。2は、「6月17日事件」以降、55年のジュネーヴ首脳会談までの期間を対象にして、国民戦線が収集した世論から、ドイツ統一や戦後ドイツのあり方に関する主張、それに付随するソ連や西ドイツ、西側への見方について検討する。

1 国民戦線と「ソ連覚書提案」までのドイツ統一政策

(1) 国民戦線の組織構造とその役割

東ドイツにおいて国民戦線が設立された背景には、ドイツ分裂による東西ドイツ国家の成立がある。東側でソ連の支援を受けて政治権力を掌握したSEDは、ドイツ分断を目指す姿勢を表立って採ってはいなかった。むしろ西側占領地区とその後の西ドイツに向かって、統一ドイツによる独立の達成を訴えていた。そのために計3回にわたって「ドイツ人民会議（Volkskongress）」が招集されている。この組織が国民戦線の母体となる。このうち1948年3月に開催された第2回会議は、400名からなるドイツ人民評議会（Volksrat）を選出して、新国家の憲法制定を委ねた。そして49年5月、西ドイツが建国されるとほぼ同時期に開催された第3回ドイツ人民会議は東ドイツ側の憲法草案を承認し、のちに人民議会となる第2回ドイツ人民評議会の代議員を選出したうえで、人民会議は国民戦線へと改称された。国民戦線はこの経緯から明確な設立宣言はなく、SEDが東ドイツ建国の直前に「民主主義ドイツ国民戦線と社会主義統一党」と題する決定を、機関紙の『ノイエス・ドイチュラント』に出したことで、公式な組織の登場を確認できる⁽⁹⁾。

国民戦線は立法府の議員選出に際して母体としての機能を果たしており、1950年10月に行われた最初の人民議会選挙を前にして、すべての党派が参加する「統一リスト」の主体として位置づけられた⁽¹⁰⁾。

この国民戦線が「統一リスト」の主体となって議員を選出する方法は、1990年最後の人民議会選挙までの間、国内のあらゆる立法府の選挙において採用された⁽¹¹⁾。国民戦線はSEDのみならず各ブロック政党と大衆団体が参加する統轄組織としての役割を担うことになった。

また国民戦線は1950年2月の第2回国民戦線国民評議会で作られた綱領において、東ドイツ経済の建設と人びとの生活水準向上の必要性を主張した⁽¹²⁾。ここからこの組織が経済建設や文化活動

(9) *Neues Deutschland*, 5. 10. 1949, S. 5.

(10) 以上の国民戦線成立過程については、Vgl., Schneider et al., *ebd.*

(11) 東ドイツ建国以前の唯一の自由競争選挙は、1946年の地方議会（州・市町村議会）選挙が唯一のものである。

(12) Vgl., *Die Nationale Front der DDR. Geschichtlicher Überblick*, Berlin (Ost) 1984, S. 42.

を促進し東ドイツ社会を建設しようとする役割を担い、人びとの協働を求めたこともわかる。その具体的な例と知られているのが1950年代では、「国民建設運動（Nationales Aufbauwerk）」であった。この運動は東ドイツの人びとに対して、戦災復興並びに町や村の公共施設建設のために自発的な労働力提供を求めた。こうして国民戦線は、東ドイツの社会主義計画経済体制を下支えする役割を担う存在ともなった。

1949年10月の建国から50年10月の初めての人民議会選挙の期間にかけて、国民戦線の組織体制は整備されていった。各種議会選挙での選挙運動に対応するために住居地域で組織網が張り巡らされた。現場レベルでは、町内会ともいえるような集合住宅ないしは戸別住宅を何軒か集めた形で隣保班（Wohngemeinschaft/Hausgemeinschaft）が作られた。それゆえ東ドイツの人びとは国民戦線に個人として直接加入していたわけではないものの、その活動は彼らの日常生活に近いところに存在していた。この現場レベルの上には都市や村での末端行政区レベルに委員会、218にのぼる郡や25の独立市には委員会と書記局、1952年以降にあっては15の県委員会と書記局、国の中央レベルでは「国民評議会（Nationalrat）」が幹部会、書記局と共に整備された。なお、居住地区ごと隣近所で構成される隣保班のすべてが、国民戦線の活動を熱心に遂行していたわけではなく、その活動には、都市部と農村部、集合住宅か戸別住宅かの違いによって、その差が現れたとも言われる⁽¹³⁾。

国民戦線の中では、1950年代には毎回の選挙であっても町の施設建設への協働作業にせよ絶えずドイツ統一への訴えと一緒になされており、いわばドイツ問題と結びつけられて活動がなされていた。しかし61年にベルリンの壁が建設されるにいたって、東ドイツの建設と発展を呼びかける方向にその訴えは変化した。その後72年には両独関係条約が結ばれ、ドイツ分断の固定化が進み、SEDは東ドイツに住む人びとに対して、あくまでも東ドイツに対するアイデンティティーを強化しようとする方向へ向かったとされ、73年には組織名が改正されて、「民主主義ドイツ国民戦線」から「東ドイツ国民戦線」と変更された。

なお1968年と74年の憲法改正によって、憲法第3条において国民戦線の役割は明文化された。そこでは東ドイツの各政党と大衆団体が人民の力を結集して、社会主義社会への発展に努力し、すべての人が社会に責任を負う共同生活を実現すると述べられている⁽¹⁴⁾。東ドイツにおける社会主義社会の発展が唱えられる中、結成当初から存在していた経済発展を支え、人びとに対して東ドイツと社会主義の発展のために協働を促すという方向性が活動の前面に出てくることになったのである⁽¹⁵⁾。その一環として、国民戦線は68年には「国民建設運動」を改組する形で、町や村の公共施設や道路等の改修や整備、農村での収穫への手伝い等への自発的な参加を呼びかける「マッハ・

(13) 国民戦線の組織形態とその評価については、Vgl., Friedrich-Ebert-Stiftung, *ebd.*; Schneider et al., *ebd.*

(14) 1963年並びに74年の憲法の該当箇所は、Vgl., Udo Sautter, *Deutsche Geschichte seit 1815. Daten, Fakten Dokumenten*, Bd. 2, S. 305, 330.

(15) なお、SEDが「自発性」という概念についていかなる考えを持っていたかについては、藤原星汰「東ドイツにおける「自発性」論——自由意志と動員のはざままで」『ゲシヒテ』(16), 2023年, 19-31頁を参照。また、ソ連の社会主義体制が人びとに労働生産性の向上や社会参画を促そうとしたあり方を「自発性の動員」と提起した、塩川伸明『「社会主義国家」と労働者階級——ソヴェト企業における労働統轄 1929-1933年』（岩波書店, 1984年）も参照。

ミット運動（Mach-Mit-Bewegung）」を開始した。また従来から担ってきた選挙活動だけでなく、スポーツや文化面での活動や地域行政に関する提案を行うなど、地域政治で果たす役割は大きくなった。

東ドイツにおける社会統合のあり方を考えるとき、この国民戦線が地域社会で果たした役割は無視できない。国民戦線は地域の末端に位置して、隣保班の活動を通して、人びとと直接接点を持っており、職場で作業班が果たしたものと似た役割を居住地域で果たしていたと考えられる。いわば、国民戦線は東ドイツが存在した40年間において、その役割を変化させながらも、地域で人びとと体制とをつなぐ機能を絶えず果たしていたのである。

（2） SED / 国民戦線のドイツ統一政策と住民の声

では本稿が着目するドイツ統一に関する活動について、国民戦線の動きを確認したい。1951年に作成された国民戦線の綱領は「ドイツ民主共和国設立はドイツ史全体の転換点である」と謳い、東ドイツを全面的に強化し、統一と民主主義に基づく平和を愛好するドイツのために闘うとされていることから、ドイツ統一の基礎となる国家としては、社会主義のドイツである東ドイツを予定していたとみられる⁽¹⁶⁾。当初、SEDはドイツ統一の基盤となるのは、東西ドイツ国家とは異なる別の政治形態ではなく、東ドイツとみなしていたのである。

SEDはアンチ・ファシズムを掲げる東ドイツの建国理念が統一ドイツの基盤としての意味を持ち、勤労者を中心とした国家を作ること成功しつつあると自認していた。そしてこの点について西側でも幅広い支持が期待できると見ていた。彼らは建国当初から西ドイツ側においても、国民戦線や自由ドイツ青年団を通じてドイツ統一の必要性を熱心に訴えていった。

しかし1950年10月、プラハで開催された東側の外相会談での「全ドイツ制憲協議会（Gesamtdeutscher Konstituierender Rat）」を求めるアピールを受けて、首相のグローテヴォールはこの内容をアデナウアーにあてた公開書簡で呼びかけた⁽¹⁷⁾。SEDは統一ドイツの基礎となるのは東ドイツであるという建国時の自らの位置づけを棚上げし、西ドイツを交渉相手としてみなした。この書簡は西ドイツ政府のみならず、広く西ドイツ社会にアピールしようとするもので、その後SEDは「ドイツ人は一つのテーブルに」というスローガンを掲げて、再軍備反対とドイツ統一問題に対する国民投票を求める運動を展開した。この動きの背景には、アデナウアーによる西ドイツの再軍備と西側安全保障体制への統合を妨げようとする目的があった。

SEDは具体的にはアジテーターを東側から西へと派遣し、西側で116カ所に委員会が作られるなどこの運動は一定の成果を見せた。当時、西ドイツで実施された世論調査において「あなたはドイツの再軍備に反対し、1951年中にドイツと〔戦勝国と〕の講和条約に賛成しますか」との質問に対し、626万7312人中、591万7683人、約94%にのぼる人びとが賛成すると答えたとされる⁽¹⁸⁾。

(16) *Nationale Front*, ebd. S. 43.

(17) Vgl., Prager Erklärung der Außenminister der UdSSR, Albaniens, Bulgariens, der Tschechoslowakei, Polens, Rumäniens, Ungarns und der Deutschen Demokratischen Republik vom 22. Oktober 1950, in: *Dokumente zur Außenpolitik der Regierung der Deutschen Demokratischen Republik*, Berlin (Ost) 1954, Bd. 1, S. 318; Lemke, ebd., S. 134.

(18) Vgl., Benz, ebd.

ただしこの運動が西ドイツ社会に十分影響力を持ったかとかどうかについては、懐疑的な見解が出されており、国民戦線そのものも自ら作成した資料において、「イデオロギー的、単調、攻撃的、さらには理解できないスタイル、必要な客観的根拠を欠く」と述べるなどその限界を認識していたとの評価もある⁽¹⁹⁾。

いずれにせよこの国民戦線の西ドイツでの活動は、西ドイツ政府や各政党には脅威とみなされた。そこで早くも1951年4月24日には、国民戦線が西側で行う再軍備に反対する人民投票運動はSEDに操られ、西ドイツの住民を体制転覆へと駆り立てようとするもだとして禁止されている⁽²⁰⁾。この対応はその後56年に共産党が西ドイツで禁止される以前のものであり、西側の権力喪失への恐れを示すヒステリーの行動だったとも理解される⁽²¹⁾。これ以降、東ドイツの国民戦線は、東側から様々な人や組織にドイツ分断を批判する書簡を送付する以外には、西ドイツ内で行動ができなくなった。当時の西ドイツ当局の反応と西ドイツ社会の動きから見ると、東ドイツ側の主張が西ドイツ社会に受け入れられる可能性がなかったとは言えない。ただ西ドイツ住民の反応は必ずしもSEDの主張をすべて肯定していたわけではない。特に問題となるのは、再軍備とドイツ統一を実現するにしても、いかなる政治体制が実現されるのかという点にある。すなわち競争型の自由選挙が実施されるかどうか、西側世論を引き付けられるのかどうかの試金石となるも、これを実現するのはSEDには難しかったと言えよう。

グローテヴォールは1951年9月に再度、ソ連の指示もあって西ドイツ政府にドイツ統一問題解決を図るよう呼びかけた。そこではこれまでの東側の提案が繰り返されたが、制憲協議会の構成について東西ドイツの代表者は同数であるとは限らないと述べながらも、統一ドイツ政府を構成するための自由選挙を、東西ドイツで「完全に同じ条件下で行う」ことが必要だと述べた。アデナウアーはこれに対して、選挙が国連管理下の国際委員会による監視下で実施されるべきだと回答した⁽²²⁾。両者の駆け引きの後、グローテヴォールは、「自由選挙が必要かどうか、実行可能かどうかは、一義的にはドイツ人自身が決めるべきである」と述べてこの要求を拒絶した⁽²³⁾。選挙に参加する政党について何をもって「民主的政党」と理解するのか、また「自由選挙」の内実とはなにかが問題となったのである。

西ドイツの西側統合が進むだけでなく、このように東西ドイツ間でのドイツ統一をめぐる外交的な駆け引きが活発化する中で、ソ連から西側連合国に向けて提出されたものが「ソ連覚書」である。この提案をめぐって、1952年3月を皮切りに8月まで計4回にわたって西側との活発なやり取りがなされた。その提案の内容は連合国と統一ドイツとの講和を提案するものであり、その実現にあたってはドイツの中立化と各占領軍の撤退を求め、自衛のための軍隊創設を容認している。し

(19) Vgl., Amos, *ebd.*, S. 60-67.

(20) Vgl., Lemke, *ebd.*, S. 144.

(21) Vgl., Heike Amos, Die Westpolitik der DDR 1949 bis Mitte der 1960er Jahre, in: Stefan Creuzberger/Dierk Hoffmann (Hrsg.), *“Geistige Gefahr” und “Immunsisierung der Gesellschaft”. Antikommunismus und politische Kultur in der frühen Bundesrepublik*, München 2014, S. 48.

(22) Vgl., Lemke, *ebd.*, S. 182.

(23) Vgl., *Archiv der Gegenwart*, 3. 11. 1951, S. 3183 f. zitiert nach Lemke, *ebd.*, S. 184.

かし西側連合国は統一ドイツ政府を作るにあたって「自由選挙」が保証されていないとして、最終的にはこの提案を拒否したのである。

この「ソ連覚書提案」への態度を含めた東ドイツの人びとの世論は、まとめてみると第一に統一ドイツ国家が採るべき外交姿勢としては、覚書が訴える中立に加えて非武装が必要であるとみなしていた。この平和主義的態度は、西ドイツの地域的な安全保障体制への参画、いわゆる西側統合を認めるものでもなかった。第二には、彼らは統一ドイツにおける選挙の形としては、西ドイツ側の政党も参加した競争型の自由選挙を期待していた。国連による選挙監視についても要求しており、この点でSEDの期待とは反する世論が形成されていたのである。そして、統一ドイツの領土については、SEDがザール問題に関して西ドイツ政府を批判していることを引き合いに出しながら、オーデル・ナイセ線という戦後決められた東部国境を批判していた⁽²⁴⁾。東ドイツの人びとは、プラハ宣言と「ソ連覚書提案」発表時のSEDの主張は戦後直後に行われた唯一の競争型の自由選挙であった地方議会選挙での元々の約束と異なると批判していた。そのうえで彼らは、西ドイツでも東ドイツでもない統一ドイツの実現を期待していたのである。

2 「ソ連覚書提案」以降、ジュネーヴ首脳会談までのドイツ統一をめぐる住民の声

(1) 「6月17日事件」からベルリン外相会談まで（～1954年1月）

「ソ連覚書提案」が失敗に終わると、ウルブリヒトは農業や中小企業が中心の手工業やサービス業の集団化に代表される社会主義化を急速に進めた。それを契機にして人びとの不満が増大し、ソ連の指示もあってこの方針を撤回して「新コース」と呼ばれる社会に対する宥和路線を打ち出すも、工業労働者に対する労働強化は撤回されなかった。その結果、1953年に「6月17日事件」と呼ばれる、戦後の東欧圏で初めてとなる全国規模での民衆蜂起が生じた。SEDは全面的な騒乱状態を収めることができず、戒厳令が敷かれてソ連軍の投入により事態は初めて沈静化した。

この事件はSEDの統治に対する信頼性を失わせ、加えてソ連に対する態度も硬化させた。例えば、国民戦線の集会では、「戒厳令布告はポツダム協定の破棄を意味するとも説明されている」との発言があり、ドイツ統一やその中立化は遠のくのではという諦めの声がありつつも、「まずは、党と政府のした過ちについて話があるべきだ」という率直な批判があがっている⁽²⁵⁾。しかしそれと同時に「政府が自己批判をし、自らが起こした失敗について認めたことを受け入れる。それにより、政府はその力と誠実さを、平和・統一・福利という誠実に希求してきた崇高な目的のために示したと言える」という発言もあり、なおも東ドイツ政府に対してドイツ統一を期待する声は失われてはいない。また、「政府の政策のうち『両独間交通の規制緩和を喜ぶ』という声も上がっている」とされ、人びとは「6月17日事件」の鎮圧以降、ドイツ分断を予感しながらも、いまだにそれを

(24) 河合信晴、前掲書、参照。

(25) DY 6/1550, 25. Informationsbericht über die Aufklärungstätigkeit der Ausschüsse der Nationalen Front des demokratischen Deutschland im Bezirk Schwerin, 4. 7. 53., Ohne Bl. (S. 7.)

受け入れたとまでは言えない状況にあることがわかる⁽²⁶⁾。

ソ連は東ドイツの住民蜂起を武力で鎮圧した後も、1953年8月に西側に対して再度、ドイツ統一を訴える覚書を提出している。この覚書で、ソ連はすべての関係各国が参加するドイツとの講和会議を向こう半年以内に開催するとした。そして、会議の準備段階からドイツからの代表者が参加することを求めた。この提案で重要な意味を持ったのが、全ドイツ暫定政府の構成にあり、ソ連はこの点についてドイツ人の手で自由選挙を準備、実行し、その選挙にはあらゆる民主的組織が参加でき、なおかつ有権者は「独占大資本 (Großmonopol)」からの圧力を受けないことが求められると主張している。そのうえで、戦勝四カ国によって選挙が確実に自由な状況でなされるかどうかを確認するとしたのである⁽²⁷⁾。

やはりこの提案は西ドイツの西側統合を防ぐことを目的としており、前年の「ソ連覚書提案」と比べても実現可能性を追及しているかどうかについては疑わしいともいえる。しかし、東ドイツ国内の国民戦線の集会では、ソ連と東ドイツの立場について説明がなされ、人びとも引き続きドイツ問題の行方について意見を述べている。

東ドイツの人びとはこの提案に対して、前年の「ソ連覚書提案」のときと比較して、否定的反応を示した。その理由の一つには「6月17日事件」への軍事介入の悪影響が考えられる。しかしそれ以上に、西ドイツ側との戦後復興の速度で違いが生じており、その原因をソ連の政策に求めて、不満を高めている様子がわかる。例えば国民戦線の報告からは、「『私たちは貧しいソ連ではなく、アメリカがいい』[との発言があった。][中略]『ソ連が以前にそのような措置[賠償支払いの放棄]を決定していれば、住民の大多数を獲得できただろうに』との議論がなされている。『豊かな国であり、より多くのものを期待できるのだから、ソ連や中国よりもアメリカとの関係を維持すべきだ』[との声もあった]」とされ、いわば西ドイツを含めたヨーロッパ復興への支援に熱心なアメリカと対比して、賠償を求め続けるソ連を批判しているのである⁽²⁸⁾。このアメリカを引き合いに出す意見は、53年事件以降になって明確に現れる特徴といえる。なお、ソ連の東ドイツに対する賠償放棄が決定されたのはこの事件以降である。

ソ連に対する反発には、戦後、東ドイツの人びとがソ連から被った経験にもその理由は求められる。「ある町では、反ソ連感情はかつての戦争捕虜を通じて呼び起こされている。というのも、その感情は、かつての収容所での栄養状態に關したひどい対応から生まれており、住民に影響している⁽²⁹⁾。」この報告はソ連での抑留経験が人びとの間で伝わり、反ソ感情が掻き立てられている事例である。

当時の東西双方の政治指導者の認識やこれまでの研究での評価は、この1953年8月のソ連覚書について、西ドイツの西側統合を妨げようとするを一義的な目的だったとして、ほぼ実現可能

(26) DY 6/1550, 26. Informationsbericht, 4. 7. 53., Ohne Bl. (S. 2.)

(27) Über praktische Maßnahmen zur Regelung des deutschen Problems. Note der Regierung der UdSSR an die Regierung USA, Großbritanniens und Frankreich, 15. August 1953, in: *Dokumente zur Deutschlandpolitik der Sowjetunion*, Bd. 1, hrsg. vom Deutschen Institut für Zeitgeschichte, Berlin (Ost) 1957, S. 337 f.

(28) DY 6/1550, 27. Informationsbericht, 4. 9. 53., Ohne Bl. (S. 3.)

(29) *Ebd.*

性はなかったと見ている。しかし東ドイツの人びとの見方はこれとは異なる。例えば、「私は覚書で決められた点を歓迎する。とりわけ全占領軍が撤退し講和条約をなるべく早く締結するという点が重要である」との証言は、52年の「ソ連覚書提案」への反応と同じく、平和主義的な観点からこの新しいソ連提案が肯定的に捉えられていると理解できる。また、彼らは自由選挙の実施についても、「私はソ連の覚書を歓迎する。私たちドイツ人は今一度一つのテーブルに着き、一つにならないといけない。そして、必要不可欠な講和条約交渉に成功して、よりよい生活を送れるようになるだろう。正しいそして秘密の選挙に成功しなければならない」というように、秘密投票と競争型自由選挙をその実施形態として想定していると思われる⁽³⁰⁾。しかしソ連が前年と同様自由選挙の実施を謳っていても、その内容を注意深く読めば、様々な留保をつけていることも事実である。この点は、ソ連の提案は素晴らしいと盛んに宣伝されながらも、人びとが実際の内容を誤認することにより、逆に現実の内容を知った場合、ソ連に対する失望を増す結果ともなりかねない。事実、SEDはこの「自由選挙」について「ソ連の交渉における善意が全く信じられていない。これには明らかに西側の放送の影響が表れている。[集会での]対話において、『自由』という言葉が現れた。この自由とは、好戦者、国民の裏切り者、そしてそのほかのドイツ民族の敵が言葉と現実の双方で、いずれの場合にも使っている自由とは違うはずだが、それとは違ってはいない」と、自分たちの訴える内容と人びとの認識のズレに気づいている⁽³¹⁾。

なおソ連提案においては統一ドイツ政府が関わるとされる講和条約の内容の中には、絶えず人びとの関心を集めていたオーデル・ナイセ線の承認問題が含まれる。これについては、「アデナウアーも講和条約とドイツ統一、また東部領域を望んでいる。なぜ、政府はポーランドにオーデル・ナイセ線の確定を通じて、この地域を高く売りつけるのか。最終的な境界線はポツダム協定によれば、講和条約ではじめて決められるのではないか」との集会での発言が紹介されており、ここからは依然としてSEDの政策についての否定的見解が見受けられる。オーデル・ナイセ線に対する否定的な見解は、これ以降も報告にたびたび表れ、その傾向は確認した限り1955年まで変化していない。

西側連合国は翌1954年1月に開催されたベルリン外相会談で、ソ連の提案に対して、第一に自由選挙の実施を求め、その後に東西ドイツ双方の代表者からなる共同議会の招集を行うべきだと主張した。またソ連提案とは異なり、統一ドイツの軍事同盟への参加が拒否されるか否かには触れてはいなかった⁽³²⁾。

ソ連側で会談に臨んだ外相のモロトフは、ドイツを監視するために必要な部隊以外の軍隊の撤退を求め、この場でヨーロッパの国でないアメリカを除いた形で、東西両ドイツも参加する全欧州安全保障機構の設立を提案した⁽³³⁾。この提案はその後ソ連が求め続ける欧州安全保障体制の雛形を示

(30) *Ebd.*, Ohne Bl. (S. 5.)

(31) DY 6/1550, Auszüge aus Berichte der Hausgemeinschaften über durchgeführte Versammlungen, Ohne Datum, Ohne Bl. (S. 5.)

(32) Vgl., Gerhard Wettig, *Sowjetische Deutschland-Politik 1953 bis 1958. Korrekturen an Stalins Erbe, Chruschtschows Aufstieg und der Weg zum Berlin-Ultimatum*, München 2011, S. 33.

(33) Vgl., Wettig, *Sowjetische Deutschland-Politik*, S. 34.

したものと言える。むしろこの提案はソ連がヨーロッパにおける米軍の撤退を企図し、力のバランスを自分にとって優位にしようとしたものと考えられる。西側戦勝国はすでに西ドイツの西側統合への方針を固めており、彼らにとってこの会談を行う意義はドイツ統一についての方針がソ連とは異なり、合意が不可能であることを国際的に示すことにあった。

東ドイツはベルリン外相会談の後3月には、ソ連との間で外交関係を締結し主権を回復した。これはSEDにしてみれば、ソ連がようやく東ドイツの存在を暫定的なものではなく、継続しうるものとして公式に認めたことを意味する。この時、SEDは東ドイツが民主的・独立ドイツ確立のための基礎であると表明し、ドイツとドイツ人を代表するのは東ドイツであるとして、西ドイツ国家の代表性を否認した⁽³⁴⁾。東ドイツ側の西ドイツへの態度は、交渉実施を念頭においた姿勢から建国直後に示した立場へと回帰した。彼らは東ドイツを統一国家の前提とする統一要求を掲げ続けながらも、東ドイツ強化の必要性について、人びとに疑いなく主張できるようになったのである。

それゆえ、国民戦線の住民集会での政府側の発言も変化した。彼らはその際、東ドイツの人びとがこれまで一貫して持ち続けた平和主義への志向を危惧する。

「討論のなかにあった平和主義は大いに危険である。東ドイツが持つ力に対して確信を得られるように人びとを教育することが重要である。愛国主義に対する教育は、ドイツ民主共和国の政策への完全な協力を意味している。それぞれの人が平和の維持のために戦うべきある。愛国主義教育はドイツ人それぞれに最良で最新のものを求めている⁽³⁵⁾。」

SEDがここで言う愛国主義とは東ドイツの防衛の必要性を認識させることにあり、具体的には自らの防衛力強化や徴兵制の導入を人びとに受け入れさせることにある。しかし彼らは、このことが西ドイツの軍備強化や徴兵制の導入に対する反対運動参加への呼びかけとは矛盾してはいないと、人びとを説得できていない。また、西ドイツの存在を認めつつもドイツ統一交渉を進めてきたこれまでの立場が完全に反転したことについても、十分な説明をしていない。

東ドイツの人びとはベルリン外相会談が失敗に終わり、ドイツ分断の固定化が自らの目にもはっきりすると、ソ連とSEDに対して、国民戦線の集会でかなり厳しい批判の声をあげている。その中には、アメリカの国務長官ダレスの言葉を引用しながら、自由選挙すなわち競争型選挙を求める声があがったとする報告もある⁽³⁶⁾。また要求が認められないことから、国民戦線が求めるソ連提案賛成への署名に反対するという人物もいた⁽³⁷⁾。そして、集会では「なぜ『自由選挙』そしてそのあとで全ドイツ政府について議論しないのか」という声や「SEDと農民党の党員が参加したある集会で『自由選挙』についての決議がなされた」という報告が残されている⁽³⁸⁾。そればかりか「一般的に言って、『なぜ共通候補者、共通選挙公約なのか』、『候補リストではどのような候補者比率になるのだろうか』というような疑問があり、十分な理解が得られていない」と明確にこれまで東ド

(34) Vgl., Erklärung der Regierung der Deutschen Demokratischen Republik zur Souveränität der Deutschen Demokratischen Republik, in: *Dokumente zur Regierung, der DDR*, Bd. I, S. 306.

(35) DY 6/1436, Richtlinie für die Anleitung der Mitarbeiter in den Bezirks- und Kreis Ausschüssen zur Vorbereitung der Kreisdelegierten-Konferenzen in April 1954, Ohne Datum, (S. 5-6.)

(36) DY 6/1436, Nr. 5 Bericht über die Weiterführung des grossen Gesprächs, 30. 1. 54., Ohne Bl. (S. 5.)

(37) DY 6/1436, Nr. 6 Bericht über die Weiterführung des grossen Gesprächs, 4. 2. 54. Ohne Bl. (S. 4.)

(38) DY 6/1436, Nr. 8 Bericht über die Weiterführung des grossen Gesprächs, 11. 2. 54., Ohne Bl. (S. 2.)

イツで実施されてきた選挙方法に不満を持つ声を取り上げられている⁽³⁹⁾。注意したいのは、東ドイツの候補リストを作る主体であり責任を担っている国民戦線の集会で、このような声が率直に話されている事実である。ここから競争型自由選挙を求める声の大きさが理解できる。

それゆえベルリン外相会談の結果について、「ロストック県とコトブス県では、例えば、散発的に次のような疑問が表れる。『なぜソ連はベルリン会議の際に全ドイツの選挙での国際管理に同意しなかったのだろうか』』といったように、西側の提案にソ連が譲歩しなかったことを批判する議論が展開されている。

それと並んで厳しい声が寄せられるのが、防衛力を保持できるというソ連の提案に対してであり、「私たちは平和を望んでいる。私たちが攻撃を仕掛けないならば、平和である」といった声や「ドレスデンからの報告では、農民はかなり集中して軍の設立について議論を交わしており、次のような意見が一部では表れている。『私たちには国軍（*nationale Streitkräfte*）は必要ない。』』といった報告からは、ソ連提案を踏まえて国防力を強化するというSEDの方針が人びとの間に十分浸透していない様子が読み取れる⁽⁴⁰⁾。さらには「私の息子は決して二度と武器を手にしなさい。なぜなら、銃は殺人兵器だから。私たちは1945年に『決して武器を手にしなさい』と言っていたではないか」と自らの過去の経験と以前のSEDの呼びかけから絶対的な非武装を訴える声も聞こえる⁽⁴¹⁾。ここからはSEDが、冷戦が深化する中でも、人びとに方針の変化について説明し、説得できていなかったことがわかる。しかもその際の発言の中には、ソ連の提案についてアメリカの西ドイツ支援を引き合いに出して暗に批判するものもある。

「私たちはアメリカ人だろうがロシア人に対してであろうが、もう一度戦争をしようなどとは思わない。彼らは私たちがいいように使おうとしている。ただアメリカ人は、私たちには届かない生活物資や他のものを与えることで西ドイツの人間に対してより多く支援している⁽⁴²⁾。」

むろんこの批判は、アメリカであっても自分たちドイツ人を利用しようという態度をとっていると述べており、一面的にソ連を批判したものではない。ここからは戦後になってからのドイツの状況を生み出している戦勝国、さらにはその矢面に立っている東西ドイツ政府への不満を読み取ることができる。それでもなお東ドイツの人びとは西ドイツ社会と違って、経済的に不利益を被る状況への皮肉を国民戦線の集会でSEDに対して述べている。ここからは暗に経済状況の改善を求める声の大きさを読み取ることもできよう。

（2） ジュネーヴ首脳会談まで（～1955年7月）

ベルリン外相会談の後、SEDはヨーロッパ防衛共同体条約がフランス議会で批准を拒否されながらもその代替案として進んだ西ドイツのNATO加盟と再軍備、それに伴う主権回復にいたるパリ協定に反対する姿勢を国内でも打ち出した。その際、人びとに西ドイツの西欧統合への批判を訴

(39) DY 6/1551, Berichterstattung, 16. 9. 54., Ohne Bl. (S. 1.)

(40) DY6/1436, Tagesbericht Nr. 4 über die Entwicklung der Vorbereitung zur Volksbefragung, 14. 6. 54., Ohne Bl. (S. 1.) ; DY 6 1551, Bericht Nr. 10, 3. 1. 55., Ohne Bl. (S. 3.)

(41) *Ebd.*, Bericht Nr. 10, Ohne Bl. (S. 5.)

(42) *Ebd.*, Ohne Bl. (S. 3.)

えるうえで、懸念材料となったのが先に示したドイツ全体の非武装平和を求める声である。その中には、「西ドイツで軍が設立され、私たちの側でも軍ができれば、何の違いがあるというのか。彼らも私たちも銃を持つということになる」というように、東西両ドイツがそろって非武装路線を採るべきだという声も見受けられる。この発言は国民戦線の報告では平和主義的な態度として紹介されている。

また中には、「もし西側が攻撃をしてきても私たちが武器をとらなければ、不必要な血が流れることは避けられる」として、率先して自分たちだけでも非武装を維持すべきとの声も上がっている。ドイツが中立を維持することについては、「ヒトラー自身、第二次世界大戦で中立だったのでスイスには危害を加えなかった。我々が中立であり続けることを決めれば、攻撃されることはないだろう」という見解も表れている。なお、ここでの「我々が」がドイツ全体を指すのか東ドイツを指すのかについては、「戦争のための軍隊となるのかそうでないのかについて、誰が我々に尋ねるのだろうか」という発言も合わせて考えてみると、東ドイツを指すと見てよいだろう。SEDは東ドイツの国防力強化が防衛のためであると主張するものの、人びとにはそれは十分に受け入れられてはいない。人びとの言動の中にはそれとは別に「フランス議会がパリ条約を批准した後では、西ドイツでの批准反対闘争はもはや意味を持たないだろう」という声もあり、西ドイツの西側統合、再軍備に対する諦めを表明している点で、考えの揺らぎも確認できる。平和主義的な言説としてあげられている声の中には「東西ドイツの労働者だけを武装させるならば、どこに銃が発射されるかがすぐに示されるだろうよ」というものがある。もしこの発言がSEDを支持するものとしてみなすならば、東西の労働者は東ドイツ政府を支持しているものとして考えることができるも、「6月17日事件」を経た後であるため、国民戦線の報告書は銃が向けられる先は東ドイツ政府であると考えたようである⁽⁴³⁾。

パリ協定発効以降、東西世界の現状固定化が進む中で、東西冷戦の安定化、「雪解け」の象徴として見られるものが1955年7月に開催されたジュネーヴ会談である。この会談はその主たる議題として軍縮と東西関係の改善についての方向性を話し合うだけでなく、ドイツ統一と欧州の安保体制について現状維持を確認することにもあった。SEDはこの会談に際して今一度、ドイツ統一に関する方針を政治局内部で確認している。それは、統一ドイツの武装中立と全欧州の安全保障体制による平和の保障という、ベルリン外相会談のソ連側要求に沿ったものであった。暫定全ドイツ政府の構成については、「民主的政党と諸団体」の広範囲にわたる参加に基づく連邦議会と人民議会の代表から構成されると述べながらも、全ドイツでの選挙の国際管理については沈黙を保っていた⁽⁴⁴⁾。

SED政治局はこの方針に沿って世論工作を行いつつ、ジュネーヴ会談直後に世論動向を集め分析している。その評価からは、東ドイツの人びとはこの会談結果を受けてドイツ統一が不可能になったという見解を抱き、その責任をソ連に見て不信感を抱いたことが読み取れる。

(43) ベルリン外相会談から以降のパリ協定交渉時の世論については、DY 6/1439, Bericht Nr. 12, Information über die Stimmung der Bevölkerung zur politischen Situation und den Stand der Entfaltung des Massenprotestes., 20. 1. 55., Ohne Bl. (S. 3 ff.)

(44) Vgl., Lemke, *ebd.*, S.340.

「アイゼンハワーはこれまでは戦争の先導者であったのに、今ヤソ連の同志と抱擁を交わしている。今ではもはや我々は誰が戦争に、誰が平和に賛成しているのかわからない。ロシアのやつらはドイツ問題の解決をそんなに急いでいるわけではないと言っていた⁽⁴⁵⁾。」

それと同時に世論分析の結果は「東ドイツの人びとは、アイゼンハワーの相互空中査察による軍備管理提案やイーデンの三段階計画を、オーデル・ナイセ線修正と全政党が参加する自由選挙の実施であると解釈している」と指摘しており、SEDには、世論は統一への悲観的な見解を持っているにもかかわらず、自由選挙を期待していると映っていた⁽⁴⁶⁾。SEDと世論との間のドイツ統一に関する認識は縮まるどころか拡大していった。

これまでのSEDの主張は、『どのようにしてドイツ統一は行いうるのか』という疑問について[答えが]不明確の状態であり、そのことが、東ドイツが統一・平和・民主的ドイツの核心であるという点を、人びとに示すのに成功していない理由となっている」とされて、人びとに受け入れられていないばかりか逆に、「アデナウアーについてはつい最近までは犯罪者とされていたのに、今日ではかなり騒ぎ立てられている」と彼のモスクワ訪問の際、ドイツ統一についてソ連と交渉するのはと、期待する様子も記録されている⁽⁴⁷⁾。

人びとはジュネーブ会談について「公式会議の後での国家指導者の友好的な個人的な話し合いは、『まるで上の者がいつも合意に達しながらも、諸国民の利益は下に置かれているかのように』解釈されている。『[四カ国の首脳が]そこで一緒に腰を掛けていているというのはすごいことであるのは当然としても、素晴らしいことやドイツ人にとって良いというようなことは何もない。東西ドイツの間の理解には至っていない。相違はかなり大きく、もはや両国をお互いに結びつけているものはない』と評価する。いわば、彼らはこの会談がドイツ統一に直接寄与するものではないとみなし、それ以上に東西両ドイツそれぞれの陣営への組み込みが進む現状では統一は不可能だという見解を抱くにいたったのである。

東ドイツの人びとはベルリン外相会談以降、ソ連外交並びにSEDのドイツ政策の方向性について批判的な立場を採るようになっていた。彼らの主張のうち競争型自由選挙を標榜している点は、西側の主張に近いものの、しかし一貫して中立そしてなによりも非武装の統一ドイツを求めている点では東西冷戦の思考枠組みを未だに内面化していなかった。ここからは第二次世界大戦の記憶がまだ薄れていなかったことがわかる。

おわりに

国民戦線が各地の集会で集めた世論動向を見ると、1952年の「ソ連覚書提案」の失敗後さらに

(45) DY 30/IV 2/5/573 [alte Signatur], Bericht der Abteilung Leitende Organe der SED und Massenorganisationen des ZK, Sektor Parteiinformation, 21. 7. 1955, Bl. 1 f., zitiert nach Lemke, *ebd.*, S. 342.

(46) DY 30/IV 2/5/573 [alte Signatur], *ebd.*, zitiert nach Lemke, *ebd.*, S. 342. なお、イーデンの三段階提案とは自由選挙を行って国会を作り、それに基づいて統一政府の形成し、そして平和条約を締結するというものである。

(47) DY 6/1440, Bericht Nr. 47, Die Arbeit der Ausschüsse in der Vorbereitung der Genfer Konferenz – Stimmung und Argumente der Bevölkerung, 1. 8. 55., Ohne Bl. (S. 3, 7.)

は53年の「6月17日事件」を経ても、東ドイツの人びとのドイツ統一に関するこれまでの見解にはそれほど大きな変化は見られなかった。引き続き、ドイツ統一を求めており、その中で将来のドイツの東部国境をオーデル・ナイセ線とすることを批判していた。また、「ソ連覚書提案」までのドイツ統一の前提となる選挙について、国連が監視することを前提にした競争型の自由選挙実施への期待も維持されていた。このような点から見れば、東ドイツの人びとの考えはSEDの主張とは相いれない点が多いものの、かといって西ドイツ側の主張に沿ったものでもなく独自性があった。それが最もよく表れるのが、非武装中立を追求する平和主義的姿勢である。

なお「6月17日事件」以降、ソ連に対する世論の態度は悪化している。これはアメリカが支援する西ドイツと比べて戦後復興がなかなか進まないという苛立ちや、ソ連への抑留やソ連兵の行動への反発といった戦争から占領時代を通じた経験を反映したものである。ただ人びとは逆に手放しにアメリカを評価してはならず、批判の声もあがるなど両義的態度が見られた。

ベルリン外相会談が失敗し、SEDが東ドイツ社会にむけて西ドイツの存在を否定し、ドイツ統一をすとしても、それは東ドイツをモデルとするようになると明確に説明するにいたった後も、人びとの競争型自由選挙を求める声には変化はない。また西ドイツ再軍備が進む中でも、非武装中立の平和主義的な国家建設を求める声は一貫している。

この非武装中立の平和主義の志向こそが、東ドイツの人びとの1950年代前半の将来のドイツ像に対する意識の核心にあった。その背景には、第二次世界大戦の経験が大きく作用していることがわかる。いわば、統一ドイツのあるべき姿は、東西ドイツのいずれかでもないし、武装中立というソ連やSEDの表向きの提案ともズレがあったのである。しかし、この声はソ連やSEDのこれまでの外交政策を必ずしも完全に否定したのではなく、その延長で理解できるとも言えなくもなかった。それゆえに、SEDはこの間、外交関係に影響がないながらも、人びとの声に注意を傾け続け、政府の方針に沿う形へ彼らの認識を変えようと努めた。

人びとの間に存在していたドイツ統一へのわずかな期待が失われたのは、東西冷戦が深刻化する局面よりもむしろ、大国協調とヨーロッパの安全保障秩序の現状固定化を確認したジュネーヴ首脳会談にあった。アデナウアーのモスクワ訪問が現状変化に寄与するのではないかと期待する声もあったが、この出来事はソ連ならびに西側を含めた国際社会が二つのドイツ国家が併存する状況を容認していると、東ドイツの人びとに示した。国際政治で「雪解け」と評価されるものが、東ドイツの人びとにとっては少なくとも東西冷戦の現実を突きつけ、東西両ドイツ国家の併存を前提とする認識を抱かせるにきっかけになったのである。

(かわい・のぶはる 広島大学大学院人間社会科学科准教授)

*本研究は、JSPS 科研費基盤研究(B) 24K00132「ドイツ現代史にみる反共産主義実践——20世紀ドイツ史の統一的理解のために」による研究成果の一部である。